

契約締結の際の手続き等について（工事）

R2. 10. 1改訂

○提出書類

書類名称	提出先	提出部数等
契約書	契約検査課	2部（甲乙各1部）
別紙（解体工事に要する費用等）	契約検査課	契約書に添付 *対象工事の場合のみ
課税(免税)事業者届出書	契約検査課	1部 *工期が課税期間を跨ぐ場合は次期分も提出
契約保証に関する書類	契約検査課	1部 *約款を添付
着工届	工事担当課	1部 着手後直ちに提出
現場代理人及び主任技術者の指定通知	工事担当課	1部 *添付書類 「技術者の経歴書、資格者証の写し」
工程表	工事担当課	1部 契約後10日以内に提出
前払金請求書	工事担当課	1部 *前払保証証書を添付 請求できる場合のみ
工事カルテ受領書	工事担当課	1部 契約後10日以内に提出 *請負金額500万円以上の場合

○契約書の記載方法

記載事項	記入事項等		
収入印紙	発注者が保管する契約書1通に、印紙税法において定められた金額の収入印紙を貼付し、請負者のみが消印します。		
契約締結日	契約担当課の指示に従って下さい。特に指示のない場合は、入札日当日の日付で契約締結をします。なお、契約者は落札日から 7日以内 に契約を締結しなければなりません。		
工期	契約書類送付書に記載されている年月日を記入します。		
請負代金額	<p>1. 請負代金額欄 消費税の免税業者であっても、入札金額と入札金額の10%にあたる金額の合計金額を記載する。</p> <p>2. 消費税及び地方消費税の額の欄 課税業者・・・入札金額の10%に当たる金額を記載します。 免税業者・・・（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金円）を削除します。 ※余白上部に「21字削除」と記入し押印する。</p>		
契約保証金 (契約金額200万円未満・・・免除)	<input type="checkbox"/> 入札公告に「徴収しない」と記載されている場合 <input type="checkbox"/> 入札公告に「徴収する」と記載されている場合	免除 と記入する。 現金保証 * 契約保証金提出書を提出していただきますので事前に連絡してください。 有価証券 銀行保証 東日本建設業保証 履行保証証券(履行ボンド) 履行保証保険	左記の保証を受ける場合は、 金〇〇, 〇〇〇円 と保証金額を記入 左記の保証を受ける場合は、 免除(履行ボンド) 、 免除(履行保証保険) と記入
解体工事に要する費用等	当該工事が建設工事リサイクル法の対象工事である場合は、 別紙のとおり と記載し、(1)から(4)の内容を記載した別紙(解体工事に要する費用等)を契約書約款の末尾に綴じ込みます。(内容は監督員と協議すること) 対象工事でない場合は、記入欄に 対象外工事 と記入する。		
本書 ○ 通	発注者分1部、請負者分1部を作成しますので「2」と記入する。		
綴じ方	<p>1. 契約書、約款及び契約書を袋とじにし、表面及び裏面の糊付け部分に割印をします。「袋とじ」でない契約書は、全ページにわたり割印が必要です。</p> <p>2. 図面等が封筒に入っている場合は、A4サイズに折り直して綴じるか、封筒に図面表を付けて、図面全部に割印をします。</p>		

○契約約款の訂正及び記載方法

該 当 事 項	記 入 内 容 及 び 補 正 内 容 等		余 白 上 部 記 入 事 項
○ 契約書表紙	□ 「工事を施工しない日～」の39字削除		□ 39字削除
○ 契約保証金に関する訂正 (第4条) (第43条)	契約保証金が「免除」の場合、 1 第4条の全文削除 2 第43条の全文		□ 第4条全文削除 □ 第43条全文削除
○ 現場代理人及び主任技術者等に関する訂正 (第10条)	次のとおり削除及び記載します。 1 契約金額が3,500万円(建築一式は7,000万円)未満の場合 A [] 主任技術者 B [] 監理技術者 C 監理技術者補佐(建設業法～ 2 契約金額が3,500万円(建築一式は7,000万円)以上で、下請金額の合計が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合又は下請の予定がない場合 A [専任の] 主任技術者 B [] 監理技術者 C 監理技術者補佐(建設業法～ 3 契約金額が3,500万円(建築一式は7,000万円)以上で、下請金額の合計が4,000万円(建築一式は6,000万円)以上の場合 A [] 主任技術者 B [監理技術者資格者証の交付を受けた専任の] 監理技術者 C 監理技術者補佐(建設業法～		□ 第10条第1項8字削除 □ 第10条第1項3字加入8字削除 □ 第10条第1項19字加入8字削除
○ 前金払、部分払に関する訂正 (第34条) (第37条)	□ 前金払…有 部分払…有	・第37条第1項「工期中 ○ 回」 工期中のあとに回数を記入する。 ※中間前金払の支払いを受けた場合は、部分払いの請求はできません。	□ 第37条第1項1字加入
	□ 前金払…有 部分払…無	・第5条第2項「及び第37条～確認を受けたもの」の30字削除 ・第29条第4項「又は第37条第3項」の9字削除 ・第37条の全文削除 ・第39条第2項「又は第37条」の6字削除 ・第40条第1項「第37条又は」の6字削除 ・第47条第1項「及び部分払」の5字削除 ・第47条第3項「(第37条の～控除した額)」の48字削除	□ 第5条第2項30字削除 □ 第29条第4項9字削除 □ 第37条全文削除 □ 第39条第2項6字削除 □ 第40条第1項6字削除 □ 第47条第1項5字削除 □ 第47条第3項48字削除
	□ 前金払…無 部分払…無	・第5条第2項「及び第37条～確認を受けたもの」の30字削除 ・第29条第4項「又は第37条第3項」の9字削除 ・第34条の全文削除 ・第35条の全文削除 ・第36条の全文削除 ・第37条の全文削除 ・第39条第2項「又は第37条」の6字削除 ・第40条第1項「第34条、第37条又は」の11字削除 ・第47条第1項「及び部分払」の5字削除 ・第47条第3項の全文削除	□ 第5条第2項30字削除 □ 第29条第4項9字削除 □ 第34条全文削除 □ 第35条全文削除 □ 第36条全文削除 □ 第37条全文削除 □ 第39条第2項6字削除 □ 第40条第1項11字削除 □ 第47条第1項5字削除 □ 第47条第3項全文削除
○ 支給品及び貸与品に関する訂正 (第15条)	「設計書に定めるところ」によりますので、工事材料の支給がなくても削除する必要はありません。		